

貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチルの輸入の事前確認制移行について

輸入注意事項 7 第 7 号(7.2.15)

最終改正：平成 26 年 3 月 20 日付け・輸入注意事項 26 第 14 号

平成7年2月15日付け通商産業省告示第81号(輸入公表の一部を改正する告示)により、貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 E に掲げる物質(臭化メチル)の輸入については、平成7年3月20日以降事前確認制に移行することとなりました。

このため、平成7年3月20日以降の当該貨物の輸入については、平成7年3月19日までに関税法第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入れ承認申請書若しくは同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合は、確認書がないと輸入できませんので、別途平成7年2月15日付け輸入注意事項7第8号に定める手続きにより経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室で確認を受けてください。